

第 5 5 号議案

足立区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用
弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 9 年 3 月 1 5 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用
弁償に関する条例の一部を改正する条例

足立区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償
に関する条例（昭和 3 1 年足立区条例第 1 6 号）の一部を次のように改
正する。

別表教育委員会の部委員の項報酬金額の欄中「足立区長（以下「区長」
という。）の給料月額」を「足立区長の給料月額及び地域手当の月額の
合計額（以下「区長の給料月額等」という。）」に、「0. 2」を「0.
1 7 9 4」に改め、同表選挙管理委員会の部委員の項報酬金額の欄中「給
料月額」を「給料月額等」に、「0. 2」を「0. 1 7 9 4」に改め、
同表監査委員の部識見選出委員の項報酬金額の欄中「給料月額」を「給
料月額等」に、「0. 2 6 3」を「0. 2 3 5 6」に改め、同部議員選
出委員の項報酬金額の欄中「給料月額」を「給料月額等」に、「0. 1
1 9」を「0. 1 0 6 4」に改め、同表農業委員会の部委員の項報酬金
額の欄中「給料月額」を「給料月額等」に、「0. 0 4」を「0. 0 3
6 4」に改める。

付 則

この条例は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

行政委員会委員及び非常勤監査委員の報酬金額の算定方法を改める必

要があるので、この条例案を提出いたします。